

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 5 (略)</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>6 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二並びに第六条の三第一項及び第二項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(介護従事者処遇改善に関する事務)</p> <p>7 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前項に掲げる事業のほか、平成二十一年三月十三日保発第〇三一三〇〇六号厚生労働省保険局長通知別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者処遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。</p> <p>(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)</p> <p>8 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前二項に掲げる事業のほか、平成二十一年五月</p>	<p>附則</p> <p>1 5 (略)</p> <p>(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)</p> <p>6 この連合会は、当分の間、第六条各項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(介護従事者処遇改善に関する事務)</p> <p>7 この連合会は、当分の間、第六条各項及び前項に掲げる事業のほか、平成二十一年三月十三日保発第〇三一三〇〇六号厚生労働省保険局長通知別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者処遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。</p>

二十九日保発第〇五二九〇〇七号厚生労働省保険局長通知別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

(介護職員処遇改善に関する事務)

9 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第

一項及び第二項並びに前三項に掲げる事業のほか、平成二十一年八月三日老発第〇八〇三第一号厚生労働省老健局長通知別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による介護職員処遇改善交付金の支払に関する事務を行う。

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて

改正後	改正前
<p>1 連合会が行う国民健康保険診療報酬の審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区別すること。 <u>なお、診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定、国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定に区分すること。</u></p> <p>2～9 (略)</p>	<p>1 連合会が行う国民健康保険診療報酬の審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区別すること。 <u>なお、診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定、国民健康保険診療報酬支払勘定及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定に区分すること。</u></p> <p>2～9 (略)</p>
<p>別表 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算の節の区分</p>	<p>別表 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算の節の区分</p>
<p>一般会計 (略) 診療報酬審査支払特別会計 (業務勘定) (国民健康保険診療報酬支払勘定) (公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) (出産育児一時金等に関する支払勘定) 介護保険事業関係業務特別会計 (業務勘定) (介護給付費支払勘定) (公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 (略) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 (略) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計 (略)</p>	<p>一般会計 (略) 診療報酬審査支払特別会計 (業務勘定) (国民健康保険診療報酬支払勘定) (公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 介護保険事業関係業務特別会計 (業務勘定) (介護給付費支払勘定) (公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 (略) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 (略) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計 (略)</p>

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例（昭和四十七年保発第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勘定区分）</p> <p>第二条 診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定並びに国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金に関する支払勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 出産育児一時金等に関する支払勘定においては、出産育児一時金等の支払いのための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、出産育児一時金等の支払いのための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。</p>	<p>（勘定区分）</p> <p>第二条 診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定並びに国民健康保険診療報酬支払勘定及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>